（車両の指定）

第四条　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。

一～十二　（略）

十三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療のため使用される車両

十四　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第二号に規定する新型インフルエンザ等対策のため使用される車両

十五　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両

2　（略）

（車両の通行の許可の手続）

第六条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、更新若しくは変更の申請であるため又は他の方法により当該書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一～六　（略）

3　（略）

（車両の幅等の基準）

第七条　法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　重量　次に掲げる値以下

イ　総重量量　次の表の上欄に掲げる車両の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

車両の種類	総重量の基準
一　国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車	四十四トン
（略）	（略）

ロ　軸重　バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準第四条の二第一項の規定による告示で定めるものに限る。ニにおいて同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン

（車両の指定）

第四条　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。

一～十二　（略）

十三　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第七条の規定による伝染病患者の収容又は同法第十九条の規定による伝染病の予防活動のため使用される車両

（新設）

2　（略）

（車両の通行の許可の手続）

第六条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、更新又は変更の申請であるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一～六　（略）

3　（略）

（車両の幅等の基準）

第七条　法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　重量　次に掲げる値以下

イ　総重量量　次の表の上欄に掲げる車両の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

車両の種類	総重量の基準
一　海上コンテナ（輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積替えを行わず輸出入時と同じ状態で積載されるものをいう。以下同じ。）の運送（以下「国際海上コンテナ運送」という。）の用に供する海上コンテナ用セミトレーラ連結車	四十四トン
（略）	（略）

ロ　軸重　バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトレーラ連結車（自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四条の二第一項の規定による告示で定めるものに限る。ニにおいて同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン